

国自旅第398号の2
平成29年3月17日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期間の設定方針について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。

(別 添)

国自旅第398号

平成29年3月17日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期間の設定方針について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期間の設定方針について」(平成12年1月25日付け自旅第16号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

(別紙)

○一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期間の設定方針について（平成12年1月25日付け自旅第16号）の改正新旧対照表

(赤字の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: right;">自旅第16号 平成12年1月25日 一部改正 国自旅第153号 平成16年9月16日 一部改正 国自旅第307号 平成17年3月30日 一部改正 国自旅第172号 平成18年9月22日 一部改正 国自旅第398号 平成29年3月17日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期間の設定方針について</p> <p>今般、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期間の設定方針について」（平成12年1月25日付け自旅第16号）の一部を改正し、道路運送法（以下「法」という。）に基づく一般貸切旅客自動車運送事業に係る許認可等について行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間を下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び運輸支局においてはこれを目安としたうえ、標準処理期間を定め、公示することとされたい。</p> <p>また、標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間で</p>	<p style="text-align: right;">自旅第16号 平成12年1月25日 一部改正 国自旅第153号 平成16年9月16日 一部改正 国自旅第307号 平成17年3月30日 一部改正 国自旅第172号 平成18年9月22日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期間の設定方針について</p> <p>今般、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期間の設定方針について」（平成12年1月25日付け自旅第16号）の一部を改正し、道路運送法（以下「法」という。）に基づく一般貸切旅客自動車運送事業に係る許認可等について行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間を下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び運輸支局においてはこれを目安としたうえ、標準処理期間を定め、公示することとされたい。</p> <p>また、標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間で</p>

あると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

- ①申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- ②申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間 等

記

1. 許可（法第4条第1項）
3～4ヶ月
2. 更新許可（法第8条第1項）
4～6ヶ月
3. 事業計画変更認可（法第15条第1項）
2～4ヶ月
4. 運送約款の認可（法第11条第1項）
1ヶ月
5. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）
2ヶ月
6. 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項）
3～4ヶ月
7. 法人の合併及び分割の認可（法第36条第2項）
3～4ヶ月
8. 相続の認可（法第37条第1項）
2～3ヶ月

附則

改正後の規定は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。

附則

改正後の規定は、平成17年5月1日以降に申請のあったものから適用する。

附則

あると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

- ①申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- ③申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間 等

記

1. 許可（法第4条第1項）
3ヶ月
- (新設)
2. 事業計画変更認可（法第15条第1項）
2～3ヶ月
3. 運送約款の認可（法第11条第1項）
1ヶ月
4. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）
2ヶ月
5. 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項）
3ヶ月
6. 法人の合併及び分割の認可（法第36条第2項）
3ヶ月
7. 相続の認可（法第37条第1項）
2ヶ月

附則

改正後の規定は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。

附則

改正後の規定は、平成17年5月1日以降に申請のあったものから適用する。

附則

改正後の規定は、平成18年10月1日以降に申請のあったものから適用する。

附則

改正後の規定は、平成29年4月1日以降に申請のあったものから適用する。

改正後の規定は、平成18年10月1日以降に申請のあったものから適用する。